

3 水質関係資料

表3-1 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

（単位：mg/L）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

（備考）基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。
海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1-1 河川（湖沼を除く。） [pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
// 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
// 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
// 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
// 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
// 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
// 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

1-2 河川（湖沼を除く。）〔全亜鉛〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

（備考） 1 基準値は、年間平均値とする。

2-1 湖沼〔pH、COD、SS、DO、大腸菌群数〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

（備考） 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- （注）
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2-2 湖沼 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く）水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
Ⅴ	水産3種工業用水農業用水環境保全	1 以下	0.1 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2-3 湖沼 [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

3-1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)
A	水産1級水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	-	-

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3-2 海域 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2以下	0.02以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3以下	0.03以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6以下	0.05以下
IV	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1以下	0.09以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3-3 海域 [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

表 3-3 要監視項目および指針値

1 人の健康の保護に関連する物質（公共用水域）

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
EPN	0.006 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下

(注1) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物およびその餌生物ならびにそれらの生息または生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川および湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川および湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川および湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

表 3-4 水質汚濁防止法特定施設の種類（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブ ラント
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用 に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用 に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗 製あんの沈でんそう	63	63 の 3 金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する施設	64 の 2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、 ろ過施設）
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する 施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66	電気めっき施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66 の 2	旅館業の用に供する施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	66 の 3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう 房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66 の 5	飲食店に設置されるちゅう房施設
21 の 2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	洗たく業の用に供する施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像 洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置され る施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	廃油処理施設
23 の 2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70 の 2	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71 の 2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼 入れ施設）
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる蒸留施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造 業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防 振ゴム製造業を除く）、更生タイヤ製造業又はゴム 板製造業の用に供する直接加硫施設	72	し尿処理施設
51 の 3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス 成形型洗浄施設	73	下水道終末処理施設
53	ガラス製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設

表 3-5 水質に係る一律排水基準

(1) 有害物質

(単位：mg/L)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1
シアン化合物	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

(2) 生活環境項目

(単位：mg/L (pHを除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外に排出する場合) 5.0以上9.0以下 (海域に排出する場合)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)
浮遊物質	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
・ 鉱油類含有量	5
・ 動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
リン含有量	16 (日間平均 8)

- (備考) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 亜鉛含有量は、平成18年11月10日に改正され、平成18年12月11日から新たな基準値が適用されている。(改正前：5mg/L ⇒ 改正後：2mg/L)
- 7 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 8 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表3-6 上乗せ排水基準設定状況（平成21年3月現在）

(単位：mg/L)

項 目	業 種 区 分	水質汚濁 防止法に 基づく 一律基準	上 乗 せ 排 水 基 準																								
			九頭竜川水域				笠の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域		
			新 設		既 設		新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	
			排水量3,000m ³ /日 (下水道にあっては50,000m ³ /日) 未満 以上 未満 以上																								
C O D	1. 食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)	
	2. 繊維工業（染色整理業を含む）	"	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	3. 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	"	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	150(110)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	-							-													
	4. 化学工業	医薬品製造業	"	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)																					
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	-	-	30(20)	40(30)	60(50)	-	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)	
	6. 旅館業	"	80(60)	-	-	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	-	-	-	30(20)	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	30(20)	-	80(60)	-
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	8. し尿処理施設	"	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	- (30)	-	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	-	- (30)	-	
9. 下水道終末処理施設	"	- (20)	- (60)	- (40)	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (30)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	- (20)	-	
10. その他	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)		
S	1. 食料品製造業	200(150)	120(100)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)			
	2. 繊維工業（染色整理業を含む）	"	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			
	3. 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	"	120(100)	160(120)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	160(120)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		
		その他	120(100)	150(120)	-							-															
	4. 化学工業	"	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			
	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	"	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)			
	6. 旅館業	"	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	-	40(30)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	40(30)	-	120(100)	-		
	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業	"	150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	-	150(120)	-	40(30)	50(40)	150(120)	-		
	9. し尿処理施設	"	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	- (70)	-	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-		
	9. 下水道終末処理施設	"	- (70)	- (120)	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (30)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	- (70)	-	
10. その他	"	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)				

(資料：環境政策課)

(注) 1. 新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外でS48.1.1～S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。
 2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。
 3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笠の川・井の口川水域S49.4.1、北川・南川水域、北川地先海域S49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域S52.1.1、三方五湖水域、若狭湾東部海域S53.1.1以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものとは、笠の川・井の口川水域、北川・南川水域S54.8.1、北潟湖水域、耳川水域S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域S56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域S57.8.1以降に設置されたものをいう。
 4. 基準値の（ ）内は日間平均。BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排水水に限って適用される。

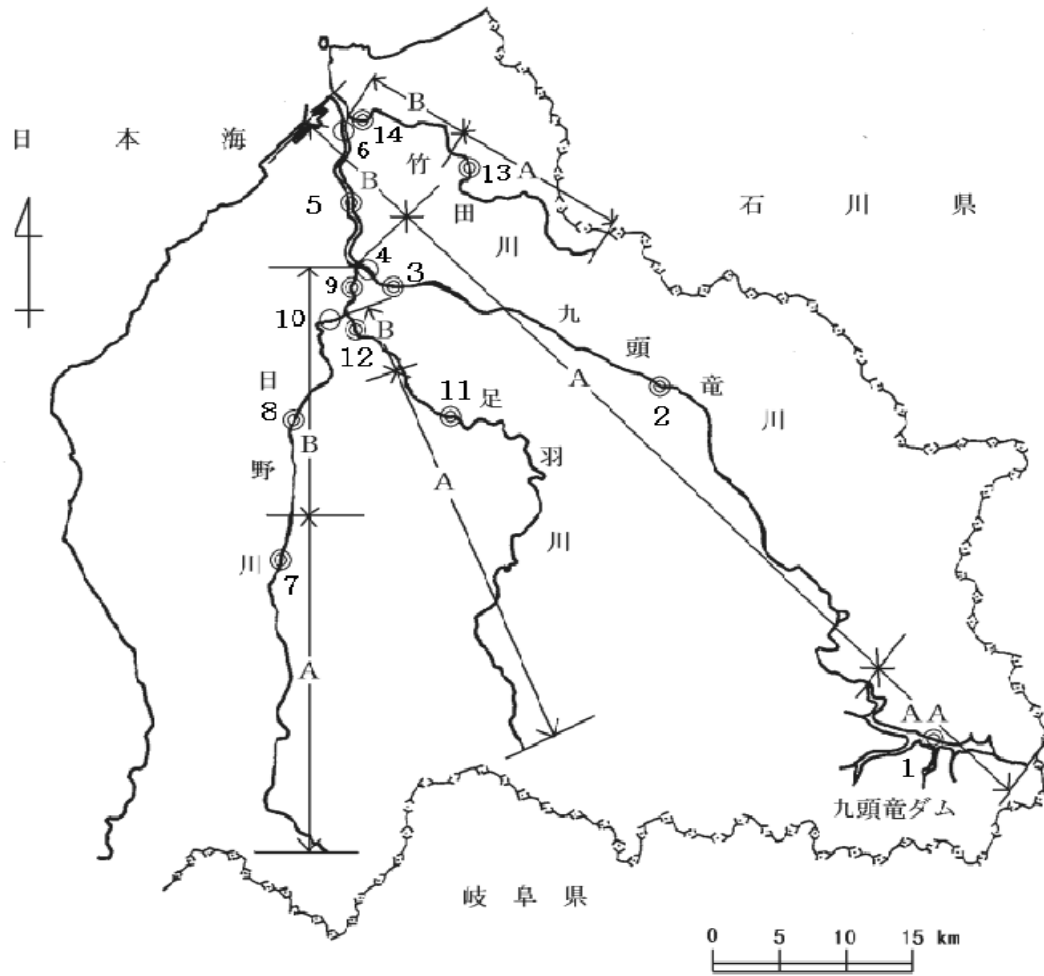
表 3-7 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱に基づく許容限度

対 象 事 業 場 の 種 類	項目および許容限度（単位mg/L）	
	窒 素 含 有 量	磷 含 有 量
1 し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
2 し尿浄化槽のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
3 下水道終末処理施設を設置する事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4 その他の事業場	日間平均 25	日間平均 4

（資料：環境政策課）

- （備考）
- 1 指導基準は、一日の排出水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上の対象事業場に係る排出水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）に係る排出水については、当分の間、適用しない。

表3-8 九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

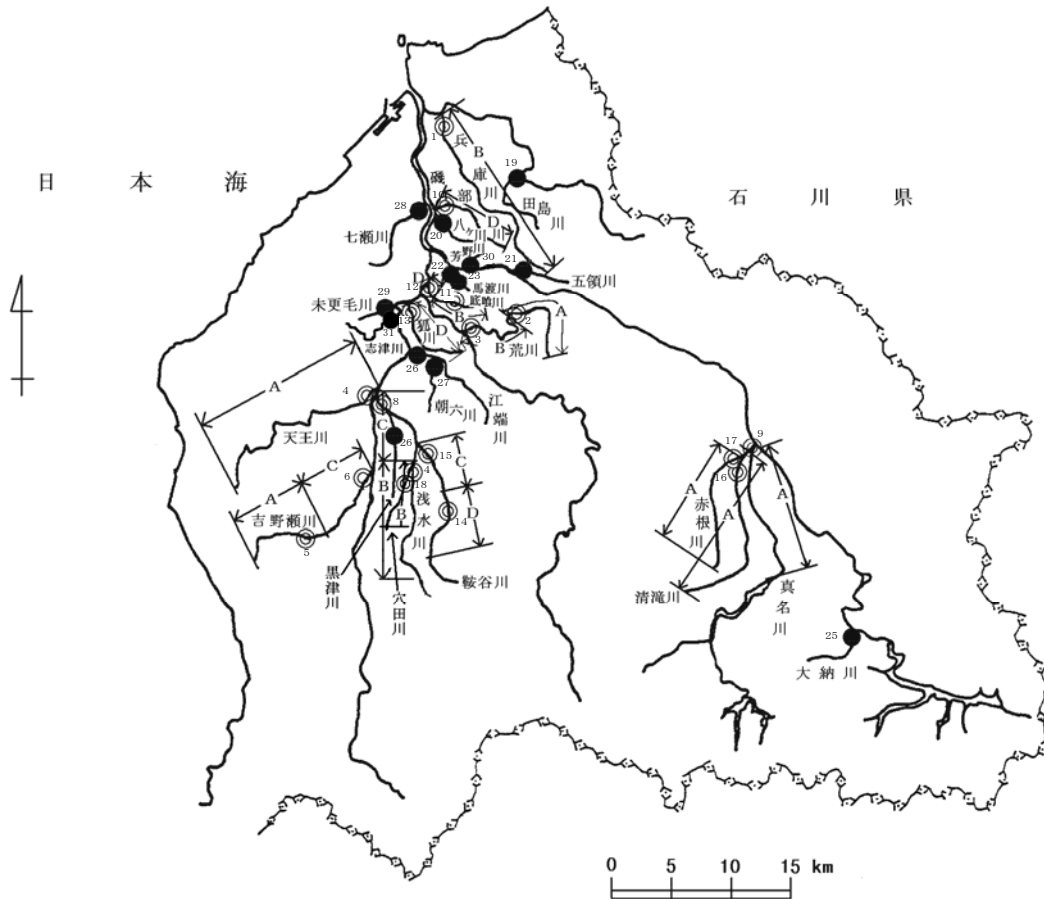


河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			D O			BOD					SS					
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.2	9.1	2/10	8.4	11	0/10	9.7	0.5	1.9	3/10	0.9	1.2	< 1	4	0/10	2
	中流	荒鹿橋	2	A	7.3	7.7	0/6	8.8	12	0/6	10	< 0.5	1.4	0/6	0.8	1.1	1	2	0/6	2
	〃	中角橋	3	A	7.5	7.8	0/12	8.1	13	0/12	10	0.6	1.1	0/12	0.8	0.9	1	6	0/12	3
	〃	高屋橋	4	A	7.6	7.7	0/4	7.1	12	1/4	9.8	0.6	1.1	0/4	0.9	1.0	1	5	0/4	3
	下流	布施田橋	5	B	7.4	7.7	0/12	7.5	12	0/12	9.5	0.7	2.3	0/12	1.1	1.2	3	11	0/12	6
	〃	九頭竜川河口	6	B	7.3	9.0	1/4	9.0	14	0/4	11	0.7	4.1	1/4	1.8	1.5	2	13	0/4	8
日野川	上流	豊橋	7	A	7.0	7.5	0/6	9.1	12	0/6	10	< 0.5	0.7	0/6	0.5	0.5	2	5	0/6	4
	下流	清水山橋	8	B	7.3	7.6	0/12	7.0	12	0/12	9.1	< 0.5	1.7	0/12	1.0	1.1	1	15	0/12	5
	〃	明治橋	9	B	7.4	8.0	0/12	7.6	12	0/12	9.6	0.7	3.3	1/12	1.3	1.4	4	19	0/12	8
	〃	日光橋	10	B	7.4	8.7	1/4	8.9	13	0/4	11	0.8	8.2	1/4	3.1	1.9	4	17	0/4	9
足羽川	上流	天神橋	11	A	7.6	8.0	0/12	8.2	12	0/12	9.8	< 0.5	0.9	0/12	0.6	0.5	< 1	12	0/12	4
	下流	水越橋	12	B	7.4	7.7	0/12	5.8	11	0/12	9.1	< 0.5	1.2	0/12	0.8	0.9	2	21	0/12	9
竹田川	上流	清間橋	13	A	6.8	7.5	0/12	6.4	12	2/12	9.2	< 0.5	7.9	2/12	1.4	1.0	1	14	0/12	6
	下流	栄橋	14	B	6.9	7.3	0/12	6.8	11	0/12	8.7	< 0.5	1.6	0/12	0.8	0.8	2	18	0/12	7

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-9 九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

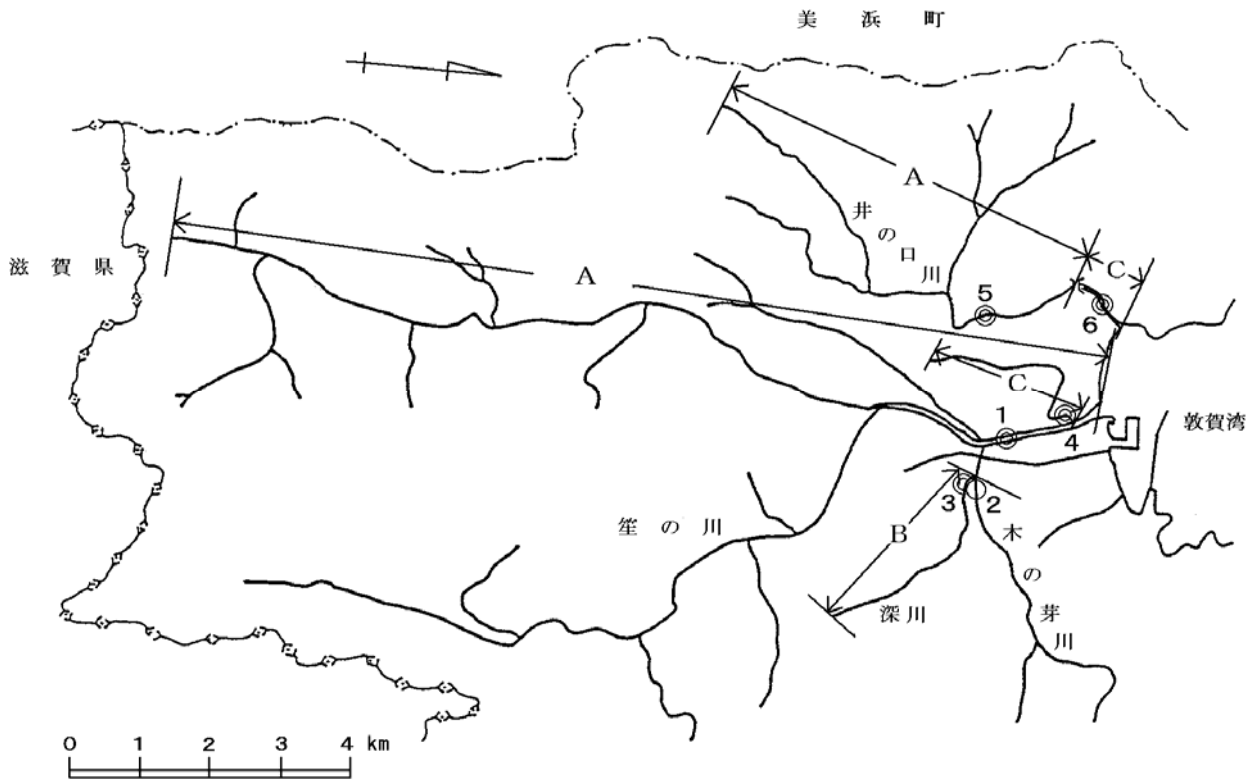


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O			BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
兵庫川	新野中橋	1	B	7.0	7.3	0/6	7.0	9.8	0/6	8.5	< 0.5	1.3	0/6	0.9	1.2	6	42	1/6	13
荒川上流	東今泉橋	2	A	7.5	8.0	0/12	9.2	12	0/12	10	0.6	1.3	0/12	0.9	1.0	3	18	0/12	8
荒川下流	水門	3	B	7.4	7.7	0/12	7.4	10	0/12	9	0.7	1.9	0/12	1.2	1.3	1	24	0/12	8
天王川	末端	4	A	7.3	7.6	0/12	7.8	11	0/12	9.3	< 0.5	1.6	0/12	0.9	0.9	1	27	1/12	7
吉野瀬川上流	芝原井橋	5	A	7.1	7.5	0/6	8.6	12	0/6	10	< 0.5	0.8	0/6	0.6	0.5	< 1	4	0/6	2
吉野瀬川下流	高見橋	6	C	7.1	7.4	0/6	5.8	11	0/6	9.2	1.1	2.6	0/6	1.6	1.9	1	13	0/6	5
浅水川上流	曲木橋	7	B	6.8	7.4	0/6	6.8	10	0/6	8.3	1.6	3.3	1/6	2.4	2.8	< 1	9	0/6	5
浅水川下流	天神橋	8	C	7.0	7.4	0/6	7.3	12	0/6	8.7	1.6	4.3	0/6	3.1	3.5	6	27	0/6	13
真名川	土布子橋	9	A	7.1	7.5	0/6	9.1	11	0/6	10	< 0.5	1.0	0/6	0.7	0.9	< 1	4	0/6	2
磯部川	安沢橋	10	D	7.3	7.8	0/6	2.7	8.6	0/6	6.4	2.6	12	3/6	6.8	9.2	8	31	0/6	14
底喰川上流	護国橋	11	B	7.2	7.8	0/12	8.0	10	0/12	9.1	1.1	2.6	0/12	1.6	1.9	< 1	19	0/12	7
底喰川下流	西野橋	12	D	7.3	7.7	0/12	7.9	11	0/12	9	1.0	2.3	0/12	1.5	1.5	1	29	0/12	8
狐川	狐橋	13	D	7.5	7.8	0/12	3.9	9.3	0/12	6.5	2.1	5.1	1/12	3.7	4.5	7	51	0/12	19
鞍谷川中流	小富士橋	14	D	7.4	8.2	0/6	8.7	11	0/6	9.5	1.5	5.5	0/6	3.6	5.3	< 1	19	0/6	6
鞍谷川下流	浮橋	15	C	7.1	7.7	0/6	6.5	8.8	0/6	7.7	1.5	3.8	0/6	2.3	2.3	7	28	0/6	16
清滝川	新在家橋	16	A	7.2	7.4	0/6	8.5	11	0/6	9.6	< 0.5	1.4	0/6	0.8	1.0	< 1	4	0/6	2
赤根川	東大月橋	17	A	7.0	7.3	0/6	9.6	11	0/6	10	< 0.5	1.9	0/6	0.9	1.1	1	6	0/6	2
穴田川	榎木橋	18	B	6.8	7.3	0/6	6.9	11	0/6	9.1	0.9	2.7	0/6	1.7	2.2	2	22	0/6	12
田島川	長屋橋	19	-	7.2	7.4	-/4	8.9	10	-/4	9.6	0.5	1.7	-/4	1.0	1.1	1	19	-/4	8
八ヶ川	八ヶ川橋	20	-	7.1	7.6	-/12	2.6	10	-/12	6.4	1.3	8.6	-/12	3.9	4.3	6	30	-/12	13
五領川	熊堂橋	21	-	7.6	7.7	-/4	8.8	11	-/4	10	< 0.5	1.5	-/4	0.9	0.8	2	19	-/4	8
馬渡川	末端	22	-	7.4	7.9	-/12	3.8	7.7	-/12	6.3	7.4	31	-/12	16	21	20	110	-/12	47
馬渡川	馬渡北橋	23	-	7.4	7.8	-/12	7.4	11	-/12	9.4	0.7	1.8	-/12	1.1	1.2	2	14	-/12	7
江端川	江守橋	24	-	7.4	7.7	-/12	6.1	10	-/12	8.3	0.6	2.0	-/12	1.2	1.3	4	56	-/12	16
大納川	末端	25	-	7.3	7.6	-/4	8.5	11	-/4	9.6	< 0.5	1.3	-/4	0.7	< 0.5	< 1	< 1	-/4	< 1
黒津川	水門	26	-	6.8	7.2	-/6	5.2	6.3	-/6	5.7	2.0	4.8	-/6	3.8	4.6	5	38	-/6	18
朝六川	大島新橋	27	-	7.3	7.6	-/12	6.0	10	-/12	8	0.6	3.0	-/12	1.9	2.0	3	57	-/12	14
七瀬川	御鷹橋	28	-	7.4	8.0	-/12	7.7	12	-/12	9.6	< 0.5	2.2	-/12	1.1	1.4	3	18	-/12	8
未更毛川	やすだ橋	29	-	7.2	7.5	-/12	5.0	10	-/12	7.9	0.7	2.9	-/12	1.2	1.1	< 1	15	-/12	6
芳野川	吉市ふれあい橋	30	-	7.6	9.0	-/12	7.7	12	-/12	9.2	0.7	3.5	-/12	2.2	2.9	2	340	-/12	42
志津川	水門	31	-	7.0	7.6	-/12	6.3	12	-/12	8.9	< 0.5	1.7	-/12	1.0	1.2	1	64	-/12	12

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-10 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

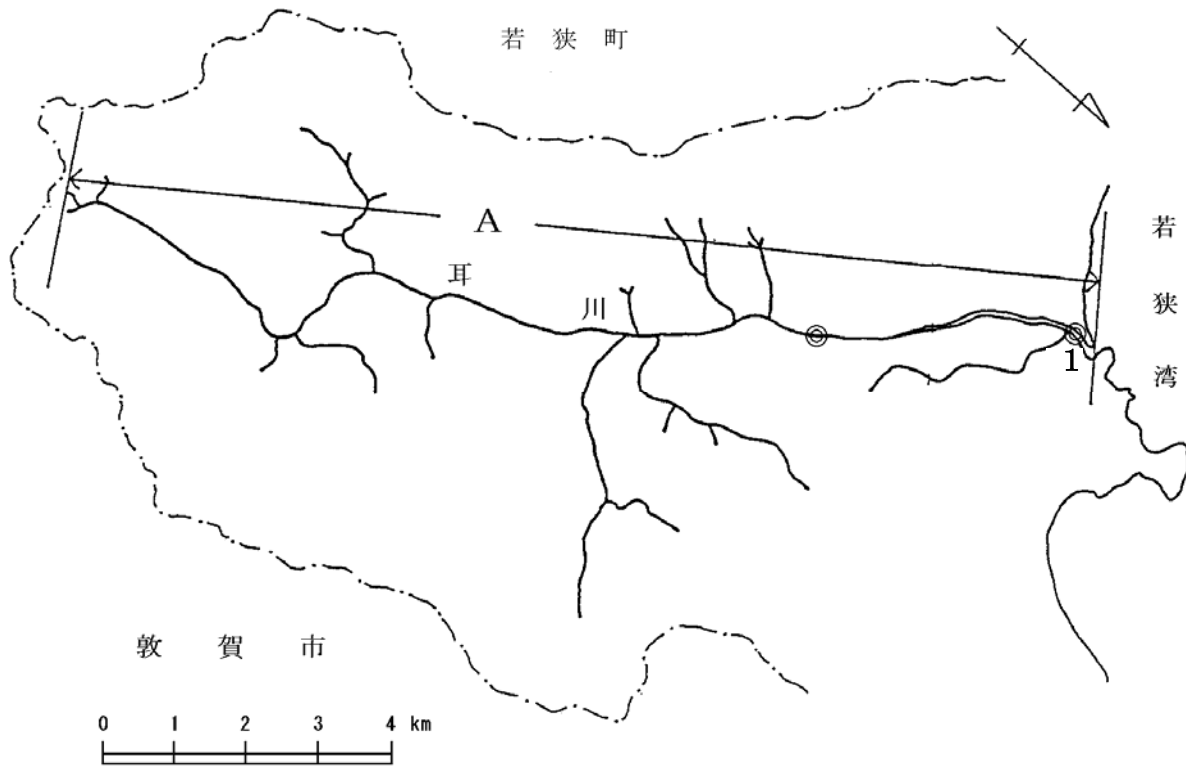


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均			
笙の川	三島橋	1	A	6.9	7.8	0/12	9.1	13	0/12	11	< 0.5	1.6	0/12	0.9	1.1	< 1	4	0/12	2			
	木の芽橋	2	A	6.8	7.9	0/12	8.7	13	0/12	10	< 0.5	1.0	0/12	0.6	0.7	< 1	5	0/12	2			
	深川	3	B	6.6	7.5	0/12	5.8	11	0/12	9.1	0.5	2.5	0/12	1.7	1.8	1	15	0/12	4			
	二夜の川	末端	4	C	7.0	7.3	0/12	6.3	10	0/12	8.2	0.7	2.9	0/12	1.6	1.6	< 1	8	0/12	2		
井の口川	上流	豊橋	5	A	7.0	7.4	0/12	8.0	12	1/12	9.8	0.6	2.2	1/12	1.2	1.3	< 1	5	0/12	2		
	下流	穴地藏橋	6	C	7.1	7.8	0/12	5.0	12	0/12	8.4	< 0.5	2.4	0/12	1.1	1.1	< 1	3	0/12	1		

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-11 耳川水域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

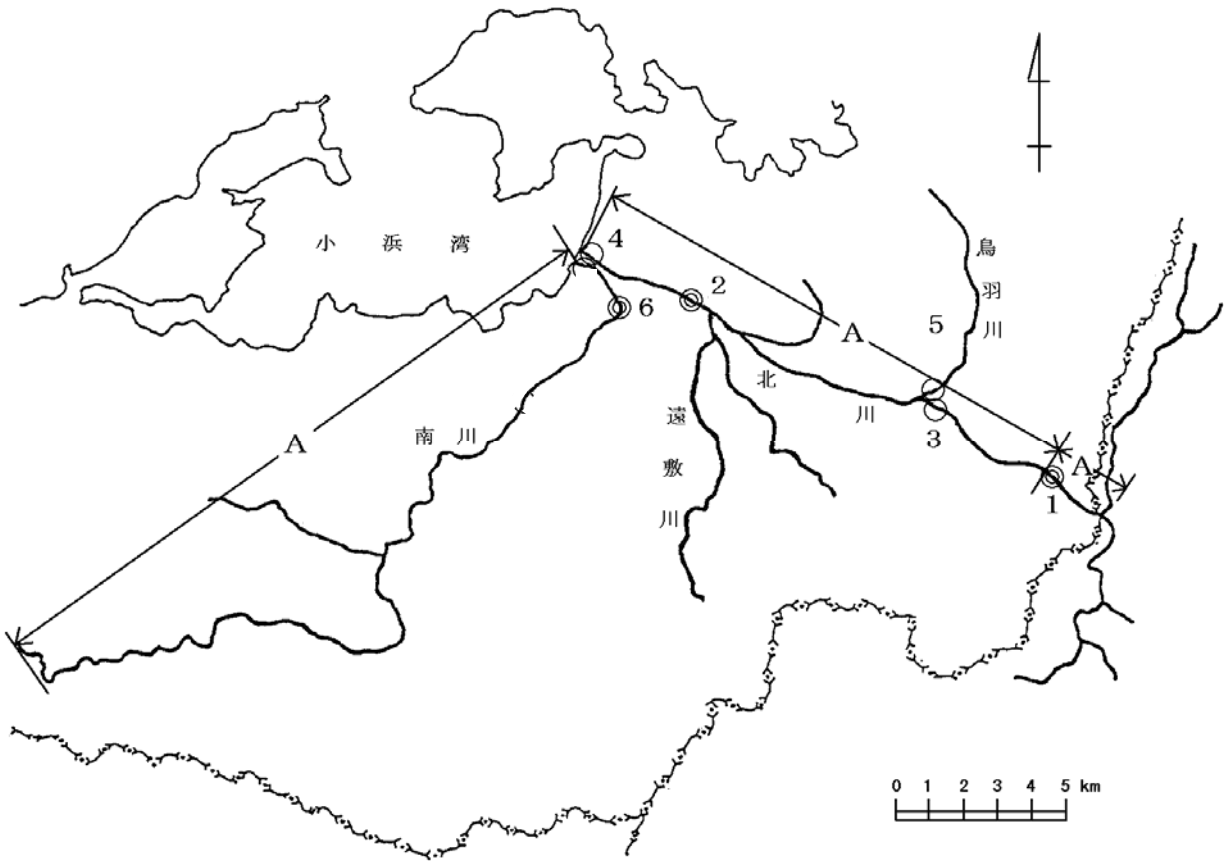


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
耳川	和田橋	1	A	6.8	7.5	0/6	8.1	11	0/6	9.4	< 0.5	1.2	0/6	0.7	0.7	1	7	1/6	2

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-12 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

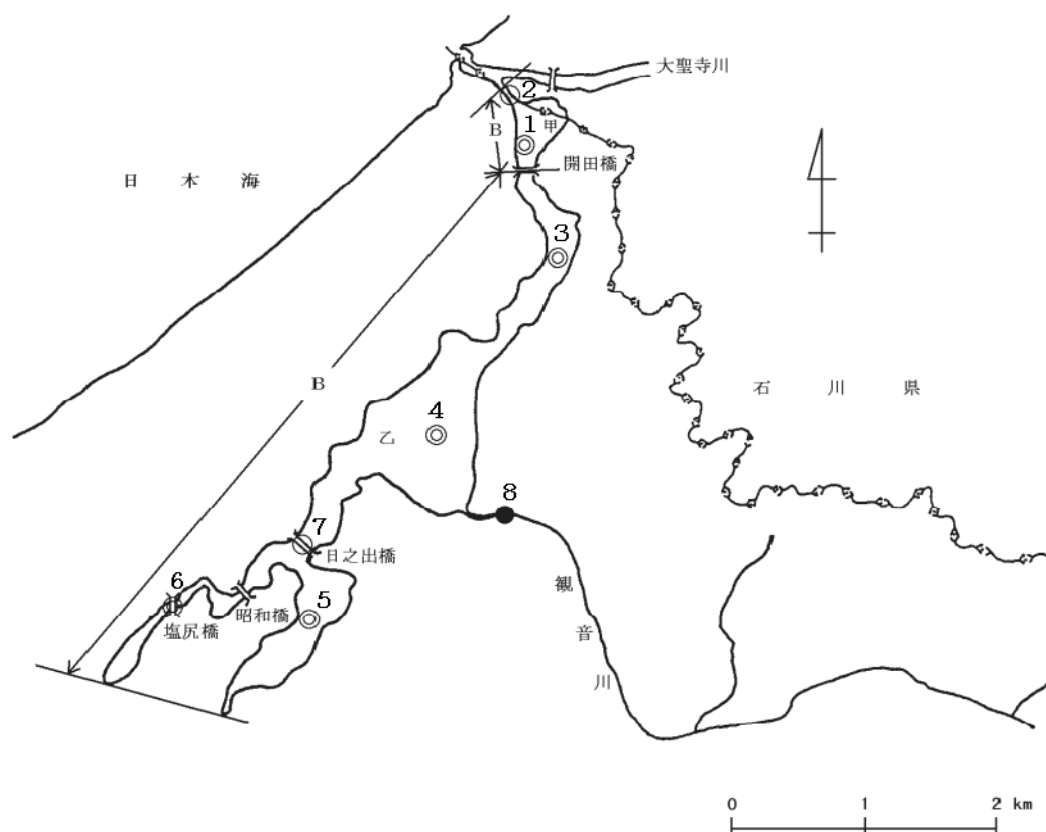


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均			
北川	上流	新道大橋	1	A	7.0	7.9	0/6	8.8	12	0/6	10	< 0.5	0.8	0/6	0.6	0.8	< 1	1	0/6	1		
	下流	高塚橋	2	A	7.4	7.8	0/12	8.5	12	0/12	9.8	< 0.5	0.8	0/12	0.6	0.7	< 1	10	0/12	3		
		上中橋	3	A	7.5	8.6	1/4	8.1	11	0/4	9.8	< 0.5	0.8	0/4	0.7	0.7	< 1	5	0/4	3		
		西津橋	4	A	7.4	7.8	0/4	6.5	11	1/4	9	< 0.5	0.8	0/4	0.7	0.8	2	4	0/4	3		
		鳥羽川末端	5	A	6.9	7.9	0/6	6.8	10	2/6	8.7	< 0.5	1.1	0/6	0.8	0.9	1	2	0/6	1		
南川	湯岡橋	6	A	7.0	7.8	0/6	8.4	11	0/6	10	< 0.5	0.7	0/6	0.5	< 0.5	< 1	1	0/6	1			

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-13 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）



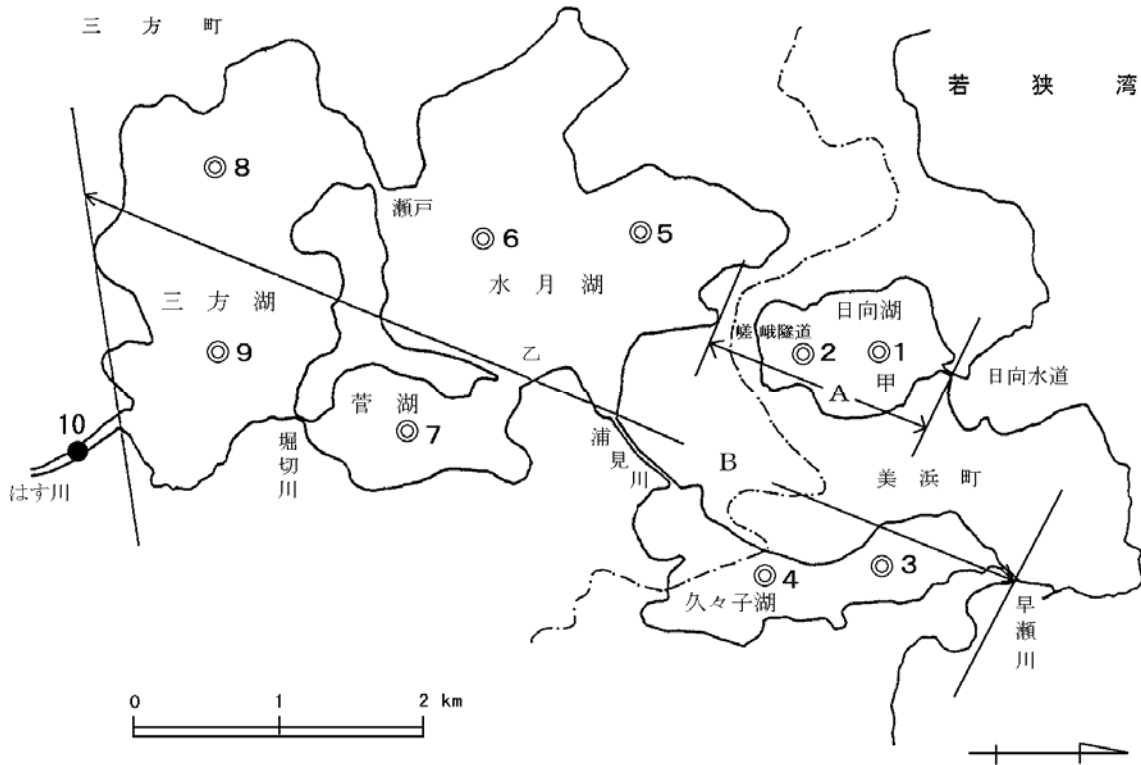
湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				COD					S S			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1	B	7.1	8.7	2/12	5.3	11	0/12	8.6	2.2	4.7	0/12	3.3	3.8	2	13	0/12	7
	北潟湖末端	2	B	6.6	8.0	0/6	6.5	11	0/6	8.8	1.6	4.1	0/6	2.7	3.1	2	6	0/6	3
	北潟湖水路	3	B	7.3	8.8	4/6	7.3	11	0/6	9.2	3.5	5.6	3/6	4.7	5.3	3	11	0/6	6
	北潟湖心	4	B	7.3	8.9	10/12	7.0	11	0/12	8.9	3.3	5.9	6/12	4.8	5.6	2	17	1/12	7
	北潟湖南部	5	B	7.5	9.2	10/12	7.3	11	0/12	9.9	4.9	8.2	11/12	6.5	7.5	5	25	4/12	13
	塩尻橋	6	B	7.6	8.9	2/6	7.3	11	0/6	9.6	6.6	13	6/6	8.5	10	9	30	5/6	21
	日之出橋	7	B	7.4	9.1	5/6	7.4	10	0/6	9.2	4.5	7.1	3/6	5.5	6.6	2	17	1/6	9
	観音川(崎田橋)	8	—	7.3	8.4	-/6	6.6	11	-/6	9.0	1.5	3.9	-/6	2.7	3.7	< 1	11	-/6	4

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1	IV	0.79	0.91	6/6	0.79	0.049	0.079	5/6	0.065
	北潟湖末端	2	IV	0.69	1.0	6/6	0.88	0.044	0.081	5/6	0.063
	北潟湖水路	3	IV	0.54	0.93	6/6	0.69	0.035	0.13	5/6	0.069
	北潟湖心	4	IV	0.56	0.84	3/6	0.68	0.032	0.11	5/6	0.068
	北潟湖南部	5	IV	0.95	1.5	6/6	1.2	0.071	0.16	6/6	0.11
	塩尻橋	6	IV	1.1	2.0	6/6	1.5	0.076	0.26	6/6	0.15
	日之出橋	7	IV	0.69	1.0	6/6	0.84	0.045	0.11	5/6	0.082
	観音川(崎田橋)	8	—	0.67	1.0	-/6	0.84	0.020	0.10	-/6	0.048

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表3-14 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）



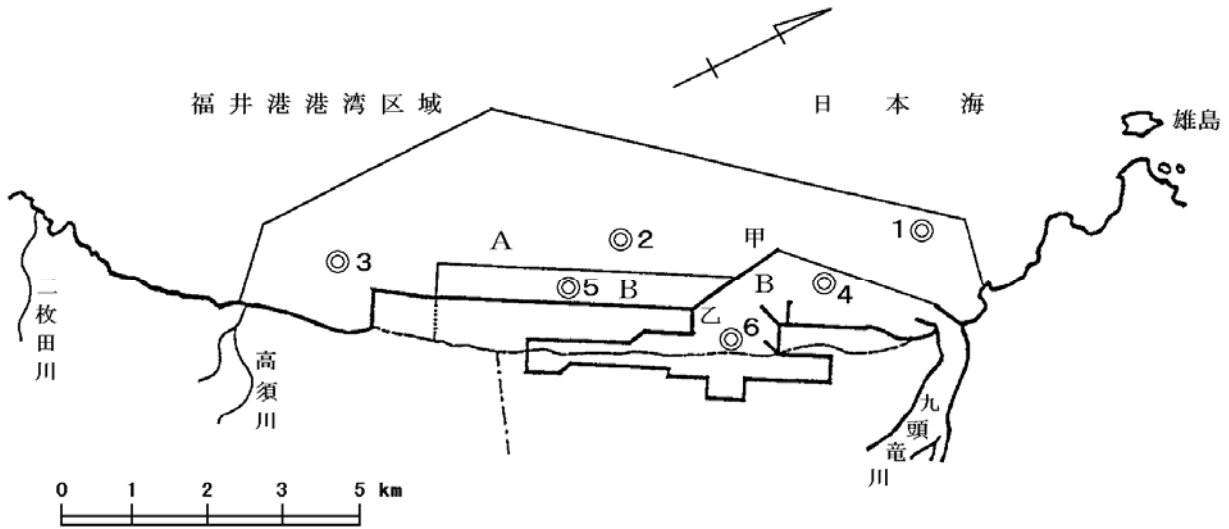
湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	pH		D O				COD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	A	7.9	8.3	0/6	5.1	8.1	5/6	6.3	1.2	4.7	1/6	2.3	2.7	< 1	1	0/6	1
	日向湖南部	2	A	8.0	8.4	0/6	4.6	8.1	5/6	6.2	0.5	4.7	1/6	1.9	1.8	< 1	1	0/6	1
	久々子湖北部	3	B	8.0	8.5	0/6	6.5	13	0/6	8.7	2.9	5.6	1/6	3.8	3.8	1	4	0/6	2
	久々子湖南部	4	B	7.8	8.3	0/12	5.3	13	0/12	8.5	2.2	5.3	1/12	4.0	4.8	1	8	0/12	4
	水月湖北部	5	B	7.7	8.7	2/6	6.9	11	0/6	8.9	3.2	4.2	0/6	3.6	3.9	< 1	6	0/6	2
	水月湖南部	6	B	7.2	8.8	1/12	1.1	12	4/12	6.5	2.8	5.0	0/12	4.0	4.2	< 1	6	0/12	3
	菅湖	7	B	7.6	8.8	2/6	7.0	15	0/6	9.6	3.2	6.7	1/6	4.3	4.5	< 1	9	0/6	3
	三方湖西部	8	B	7.1	9.0	1/6	5.7	11	0/6	8.7	3.6	7.2	3/6	5.2	5.5	2	13	0/6	7
	三方湖東部	9	B	6.9	8.6	1/12	2.1	11	2/12	8.5	2.8	7.0	5/12	5.1	6.3	3	15	0/12	9
	はず川(上口橋)	10	-	7.0	7.8	-/6	7.5	11	-/6	9.2	1.5	5.1	-/6	2.6	3.6	< 1	6	-/6	3

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.13	0.24	-/6	0.17	<0.003	0.029	-/6	0.013
	日向湖南部	2	-	0.13	0.32	-/6	0.18	0.004	0.037	-/6	0.015
	久々子湖北部	3	IV	0.30	0.86	1/6	0.48	0.024	0.060	2/6	0.037
	久々子湖南部	4	IV	0.29	0.87	1/6	0.47	0.027	0.066	1/6	0.038
	水月湖北部	5	IV	0.27	0.97	1/6	0.51	0.017	0.070	2/6	0.043
	水月湖南部	6	IV	0.30	1.0	1/6	0.51	0.023	0.079	2/6	0.046
	菅湖	7	IV	0.21	1.2	2/6	0.57	0.016	0.18	2/6	0.060
	三方湖西部	8	IV	0.43	0.92	3/6	0.68	0.039	0.083	4/6	0.056
	三方湖東部	9	IV	0.43	0.98	4/6	0.71	0.044	0.095	4/6	0.067
	はず川(上口橋)	10	-	0.48	0.99	-/6	0.87	0.031	0.089	-/6	0.050

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表3-15 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

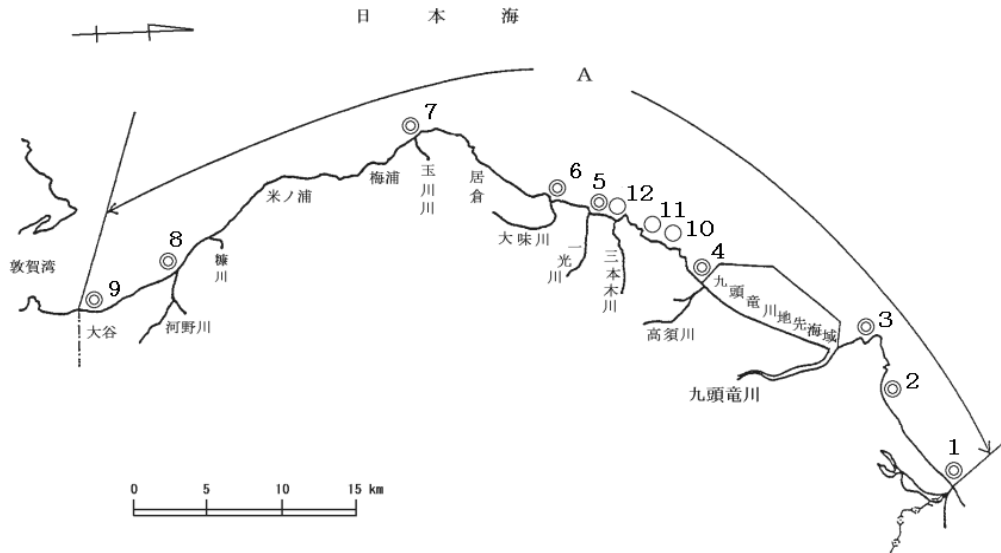


海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n		
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.1	8.5	2/4	7.4	1.0	1.3	0/4	1.1	1.2	ND	ND	0/4					
	黒目地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.1	8.4	2/4	7.4	1.0	1.3	0/4	1.2	1.3	ND	ND	0/4					
	石橋地先	3	A	8.2	8.2	0/6	6.9	9.0	2/6	7.9	0.5	0.9	0/6	0.7	0.9	ND	ND	0/6					
	福井火力地先	4	B	8.2	8.3	0/4	6.3	8.8	0/4	7.5	1.3	1.7	0/4	1.5	1.5	ND	ND	0/4					
	米納津地先	5	B	8.2	8.3	0/4	6.2	8.3	0/4	7.3	1.0	1.4	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4					
	福井港内	6	B	8.2	8.2	0/4	6.6	8.9	0/4	7.7	1.1	1.8	0/4	1.4	1.6	ND	ND	0/4					

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-16 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

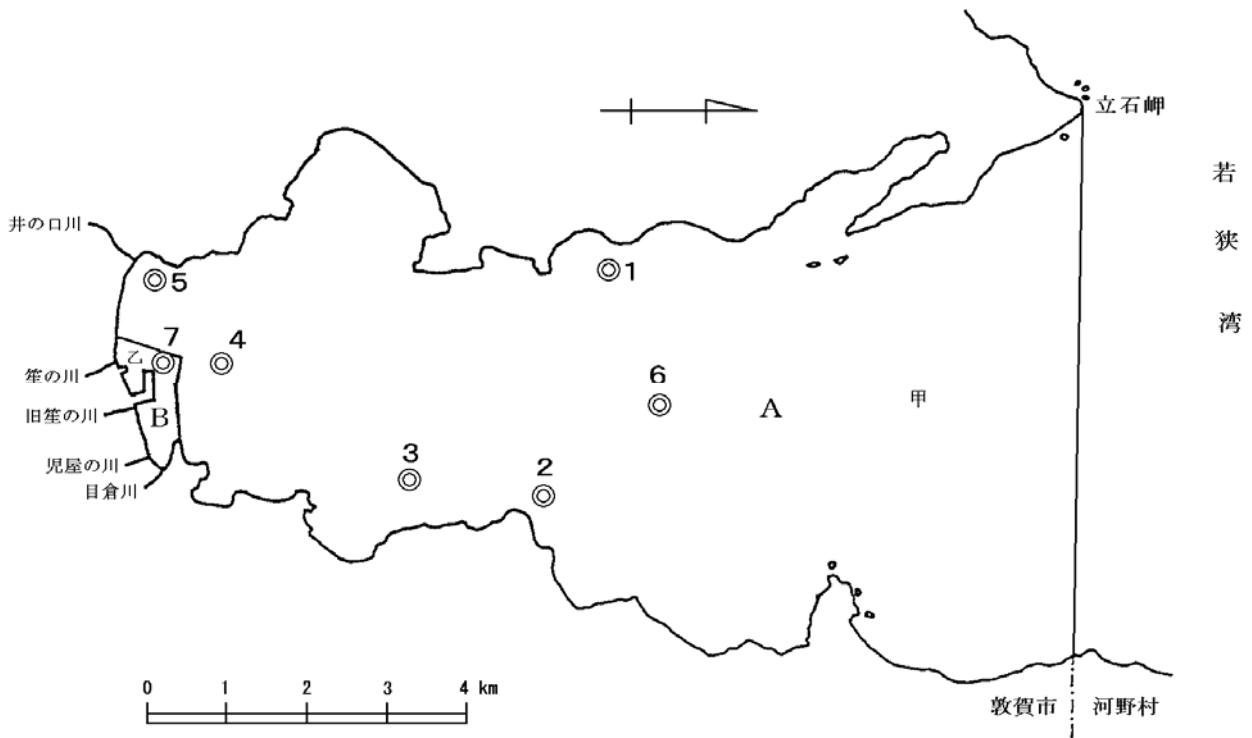


海域名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.3	9.4	2/4	7.7	1.2	1.4	0/4	1.3	1.2	ND	ND	0/4
	浜地地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.4	8.7	2/4	7.5	1.2	1.5	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4
	東尋坊地先	3	A	8.2	8.3	0/4	6.2	8.5	2/4	7.4	1.0	1.3	0/4	1.2	1.3	ND	ND	0/4
	浜住地先	4	A	8.1	8.2	0/6	7.3	9.1	3/6	7.9	0.5	1.2	0/6	0.8	1.1	ND	ND	0/6
	一光川地先	5	A	8.2	8.2	0/6	7.0	9.3	3/6	7.9	0.5	1.2	0/6	0.9	1.1	ND	ND	0/6
	大味川地先	6	A	8.2	8.2	0/6	7.1	9.3	3/6	7.9	< 0.5	1.1	0/6	0.8	1.0	ND	ND	0/6
	玉川川地先	7	A	8.2	8.3	0/4	6.4	8.2	2/4	7.3	0.9	1.2	0/4	1.1	1.2	ND	ND	0/4
	河野川地先	8	A	8.2	8.3	0/4	6.2	8.5	2/4	7.4	1.3	1.7	0/4	1.5	1.5	ND	ND	0/4
	大谷地先	9	A	8.2	8.3	0/4	6.5	8.5	2/4	7.5	1.1	1.7	0/4	1.5	1.7	ND	ND	0/4
	亀島地先	10	A	8.2	8.2	0/6	6.6	9.0	2/6	7.6	0.5	1.6	0/6	0.9	0.9	ND	ND	0/6
	菅生地先	11	A	8.2	8.2	0/6	7.0	9.1	3/6	7.8	< 0.5	1.2	0/6	0.8	0.9	ND	ND	0/6
	三本木川地先	12	A	8.2	8.2	0/6	6.8	9.2	3/6	7.8	0.5	1.1	0/6	0.8	0.9	ND	ND	0/6

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-17 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）



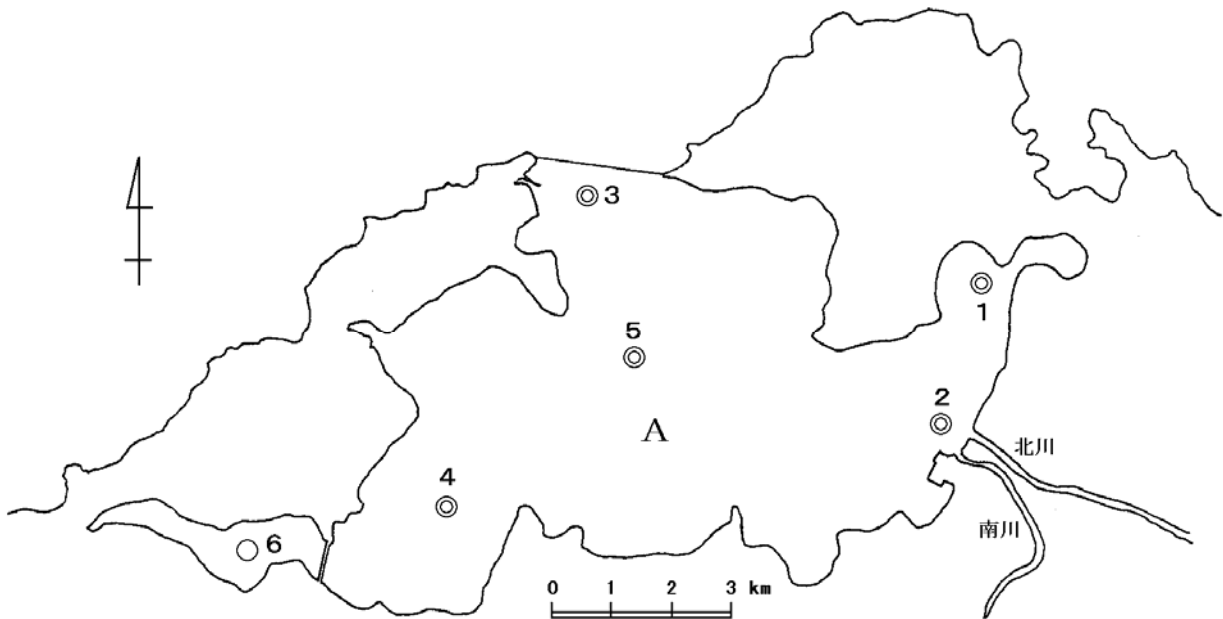
海域名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦賀湾海域	手の浦地先	1	A	8.3	8.3	0/4	6.4	9.2	2/4	7.7	1.1	1.7	0/4	1.5	1.5	ND	ND	0/4
	松ヶ崎地先	2	A	8.3	8.3	0/4	6.6	9.5	2/4	7.9	1.2	1.8	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.3	0/4	6.8	9.3	2/4	7.8	1.1	1.9	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/4	6.3	9.9	2/4	7.9	1.3	1.8	0/4	1.5	1.5	ND	ND	0/4
	井の口川地先	5	A	8.2	8.3	0/4	6.0	9.5	2/4	7.6	1.4	1.9	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	敦賀湾中央	6	A	8.2	8.3	0/4	6.6	9.6	2/4	7.9	1.1	1.9	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	笹の川地先	7	B	8.3	8.3	0/4	6.1	9.3	0/4	7.6	1.6	1.8	0/4	1.7	1.8	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	1	II	0.10	0.17	0/4	0.13	0.006	0.016	0/4	0.012
	松ヶ崎地先	2	II	0.13	0.23	0/4	0.16	0.011	0.018	0/4	0.015
	ナスビ鼻地先	3	II	0.13	0.15	0/4	0.14	0.010	0.020	0/4	0.014
	白灯台地先	4	II	0.12	0.45	1/4	0.25	0.009	0.030	0/4	0.019
	井の口川地先	5	II	0.13	0.18	0/4	0.16	0.011	0.016	0/4	0.014
	敦賀湾中央	6	II	0.11	0.26	0/4	0.16	0.006	0.020	0/4	0.011
	笹の川地先	7	III	0.15	0.22	0/4	0.18	0.009	0.017	0/4	0.013

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-18 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）



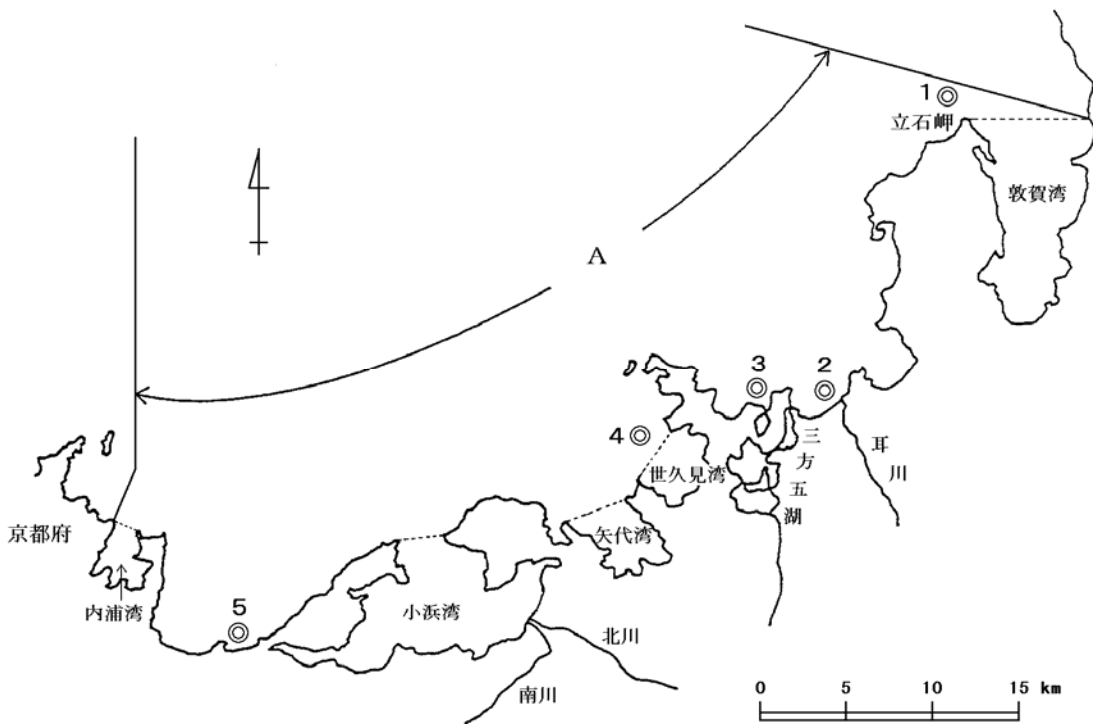
海域名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75値	最小	最大	m/n
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	A	8.2	8.3	0/4	7.2	10	1/4	8.6	0.9	2.3	2/4	1.7	2.2	ND	ND	0/4
	雲浜地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.6	10	1/4	8.5	1.1	2.3	1/4	1.7	1.8	ND	ND	0/4
	大飯原発地先	3	A	8.2	8.3	0/4	6.9	9.9	1/4	8.5	0.8	1.7	0/4	1.3	1.5	ND	ND	0/4
	和田港湾	4	A	8.2	8.3	0/4	6.9	10	1/4	8.5	1.0	1.9	0/4	1.6	1.9	ND	ND	0/4
	小浜湾中央	5	A	8.2	8.3	0/4	6.8	9.9	1/4	8.3	0.8	1.4	0/4	1.2	1.4	ND	ND	0/4
	青戸入江	6	A	8.1	8.3	0/4	7.5	10	0/4	8.6	0.9	2.8	1/4	1.8	1.7	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	II	0.15	0.23	0/4	0.19	0.018	0.022	0/4	0.021
	雲浜地先	2	II	0.13	0.30	0/4	0.21	0.016	0.023	0/4	0.021
	大飯原発地先	3	II	0.08	0.22	0/4	0.13	0.008	0.015	0/4	0.011
	和田港湾	4	II	0.10	0.16	0/4	0.12	0.010	0.016	0/4	0.014
	小浜湾中央	5	II	0.09	0.14	0/4	0.11	0.007	0.017	0/4	0.013
	青戸入江	6	II	0.11	0.15	0/4	0.13	0.015	0.018	0/4	0.017

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-19 若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）

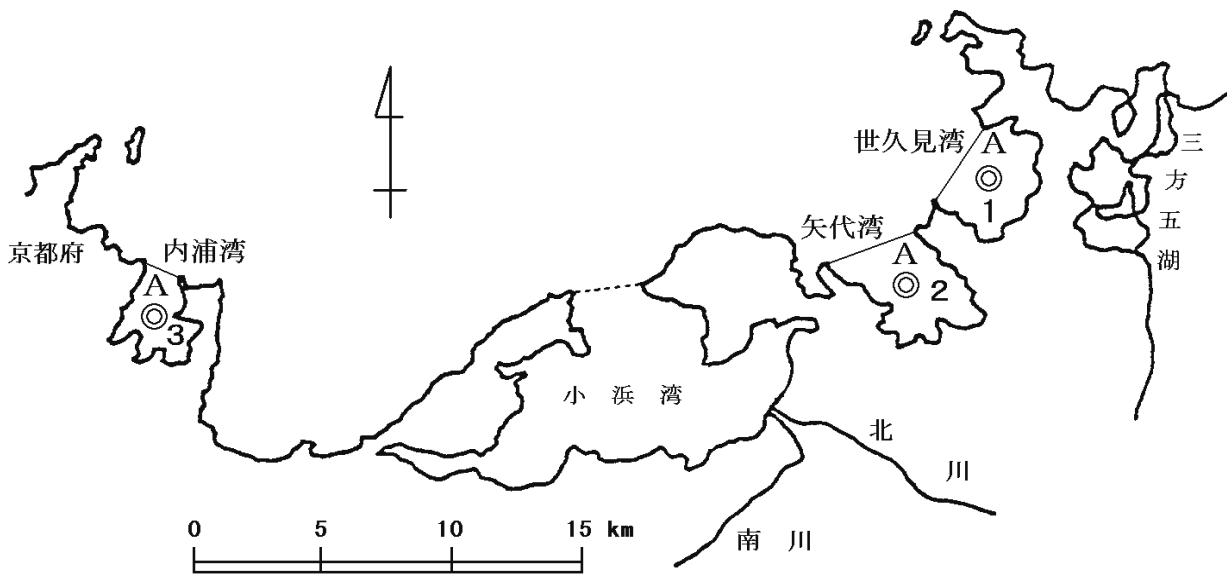


海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n			
若狭湾東部海域	立石岬地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.2	8.7	2/4	7.5	1.2	1.4	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4			
	耳川地先	2	A	8.1	8.2	0/4	6.8	9.9	1/4	8.4	1.0	1.1	0/4	1.1	1.1	ND	ND	0/4			
	日向地先	3	A	8.1	8.3	0/4	6.7	9.6	1/4	8.4	0.8	1.7	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4			
	海中公園	4	A	8.2	8.3	0/4	6.7	9.7	1/4	8.3	0.9	1.2	0/4	1.1	1.2	ND	ND	0/4			
	高浜地先	5	A	8.2	8.3	0/4	6.9	10	1/4	8.4	1.1	1.6	0/4	1.3	1.2	ND	ND	0/4			

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-20 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（平成20年度）



海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n					
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.2	8.3	0/4	6.7	9.7	1/4	8.2	0.7	1.6	0/4	1.1	1.1	ND	ND	0/4					
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.2	8.3	0/4	6.7	9.9	1/4	8.2	0.7	1.7	0/4	1.2	1.4	ND	ND	0/4					
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.2	8.3	0/4	6.6	9.7	1/4	8.3	0.7	1.1	0/4	0.9	1.1	ND	ND	0/4					

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1	II	0.08	0.16	0/4	0.12	0.006	0.020	0/4	0.012
矢代湾海域	矢代湾	2	II	0.07	0.15	0/4	0.11	0.005	0.018	0/4	0.013
内浦湾海域	内浦湾	3	II	0.07	0.13	0/4	0.10	0.006	0.014	0/4	0.011

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-21-1 海水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA (検出限界：2 個/100mL)	不検出	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	5 mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	8 mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

表 3-21-2 海水浴場の水質検査結果 (平成 21 年度)

市町名	海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度	判定
坂井市	浜地	<2	なし	1.2	全透	適 (AA)
	三国サンセットビーチ	8	〃	1.7	〃	〃 (A)
福井市	鷹巣	<2	〃	1.1	〃	〃 (AA)
	鮎川	<2	〃	1.2	〃	〃 (AA)
	越廼	<2	〃	1.1	〃	〃 (AA)
越前町	くりや長須浜	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)
敦賀市	鞠山	<2	〃	1.3	〃	〃 (A)
	田結	<2	〃	1.3	〃	〃 (AA)
	市営松原	36	〃	1.5	〃	〃 (A)
	水島	<2	〃	1.2	〃	〃 (AA)
美浜町	丹生	<2	〃	1.5	〃	〃 (AA)
	水晶浜	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)
	菅浜	<2	〃	1.3	〃	〃 (AA)
	久々子	<2	〃	1.8	〃	〃 (AA)
	坂尻	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)
小浜市	阿納	<2	〃	1.5	〃	〃 (AA)
	若狭鯉川シーサイドパーク	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)
	人魚の浜	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)
おおい町	長井浜	<2	〃	1.5	〃	〃 (AA)
高浜町	若狭和田	<2	〃	1.2	〃	〃 (AA)
	三松	<2	〃	1.2	〃	〃 (AA)
	難波江	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)

(資料：環境政策課)

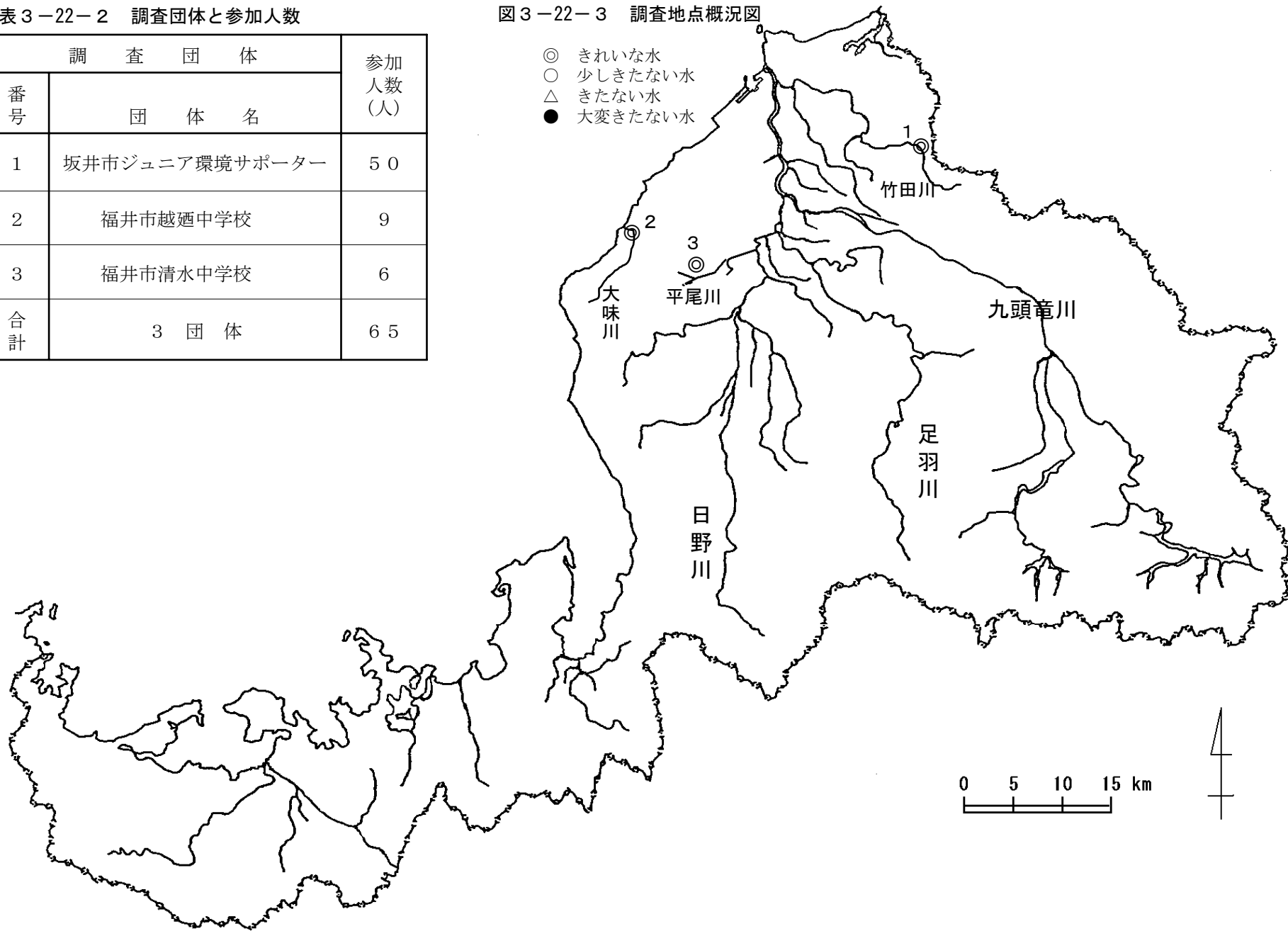
- (備考)
- 1 調査日 平成 21 年 5 月 9 日、20 日
 - 2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間
 - 3 調査地点 水深 1.0~1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
 - 4 採取位置 表層 0.5m
 - 5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値

表 3-22-2 調査団体と参加人数

調 査 団 体		参加人数 (人)
番号	団 体 名	
1	坂井市ジュニア環境サポーター	50
2	福井市越廼中学校	9
3	福井市清水中学校	6
合計	3 団 体	65

図 3-22-3 調査地点概況図

- ◎ きれいな水
- 少しきたない水
- △ きたない水
- 大変きたない水



施設の 種 類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
21の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1										1
22	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																	1	6
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3								2									2
23	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2					1		19									1	23
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								2										2
23の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								48										48
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	11	1	1			2		2										17
26	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	1
27	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2																	2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1			1					3									5
32	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1	2									3
33	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1							1	1									3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用									2									2
46	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	7							2	2									11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1					1		1	4								1	7
47	50m ³ /日以上 うち有害物質使用					1													1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1					2	2									5
49	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1												1
51の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	1
51の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用												1						1
54	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		28
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	2			2	2	5	1	8				1	2				28
55	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		3	3			1		1				1		1				10
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	9	6	7	4	2	4	3	3	6	1	5	1	2	1	3	2	3	62

施設の 種類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計	
56	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																		1
59	50m ³ /日以上 うち有害物質使用										1									1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	5	1	2	4			3	3	2	1	1				1	2		30
60	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2		1			1	5			1	1			1	1		1		14
62	50m ³ /日以上 うち有害物質使用				2					2										4
	うち有害物質使用				1					2										3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1				1				1										3
63	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																		1
	うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1				1				1										3
63の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																	1
	うち有害物質使用		1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																			
64の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1		1	1										3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2																		2
65	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1	1				1	3			2		1				2		11
	うち有害物質使用								2					1				1		4
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6	1		1	4	8	2	7	8	2	1		3		1				44
66	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2				1	6		1					1		1				12
	うち有害物質使用	2				1	6		1					1		1				12
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6		1			16	1		1				2						27
66の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	9	2			1	1	14	1				1				1	1		31
	うち有害物質使用												1							1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	57	79	188	27	9	15	78	40	74	2	2	43	56	80	19	53	121		943
66の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1					1		1				1			1	1		6
66の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1																	4
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						2	1			1									4
66の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1											1
67	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1							2	1			1						8
	うち有害物質使用										1									1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	22	17	5	17	9	4	6	7	11	1				2	1		5		107
68	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	14	4	4	2				2	5	1				1	2		2		37

施設の 種 類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
68の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	5																	5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1	1															2
70	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																1
70の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	1																6
71	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	80	15	9	18	5	20	6	24	21	5	1		4	2	3	4	6	223
71の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	2	2			1												8
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	1				1											1	4
71の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	13	4	3	2		2	2	3	5	2			1	1				39
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	6	2	2	1		2	1	2	5	2			1					22
71の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1											1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1	1	2		1		2							1	1	1	11
71の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1																2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	1						1	1									4
71の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1					2		1										5
72	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2					2		1										5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2					2		1										5
73	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1												1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1												1
74	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	37	19	14	18	4	7	5	16	5	5	1	5	9	9	11	4	13	182
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		2					1											3
75	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1						1										2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1										2
76	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	7	1	1	1	1	1		2	3	2	1	2	3	1		1	3	30
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2		1		1	1		2	3		1	2	3					16
77	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	2	3			1	1	1	1					1	1			14
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1				1		1										3
計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	113	37	24	21	13	28	22	56	34	10	4	9	15	13	13	6	21	439
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	11	6	1	1	2	13	2	9	7	1	1	3	5		1		1	64
合 計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	313	166	250	109	53	103	133	188	219	22	11	54	96	101	32	63	165	2,078
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	26	3	3	2		20	4	8	13	3	1		3					86

(資料：環境政策課)

表 3 - 24 発電所設置状況

名 称		発電の 種 類	発電出力 (千 kW)	運開年月日	冷却用 排水最 大量 (m ³ /秒)	取排水の 温度差 (°C)	取水排水方法
日本原子力発電株式会社敦賀発電所	1号	原子力 発電	357	S45. 3. 14	20.2	+8.6	水深 8~13mから取水、表層放流
	2号	〃	1,160	S62. 2. 17	83.2	+7.0	水深 8~14mから取水、表層放流
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		〃	280	未定	15.3	+7.0	水深 7mから取水、表層放流
関西電力株式会社 美浜発電所	1号	〃	340	S45. 11. 28	22	+7.8	表層取水、テトラポット囲い方式表層放流
	2号	〃	500	S47. 7. 25	38	+6.5	〃
	3号	〃	826	S51. 12. 1	54	+7.7	〃
関西電力株式会社 高浜発電所	1号	〃	826	S49. 11. 14	54	+7.7	表層取水、有孔斜堤方式水中放流
	2号	〃	826	S50. 11. 14	54	+7.7	〃
	3号	〃	870	S60. 1. 17	66	+7.0	表面取水、パイプ方式水中放流
	4号	〃	870	S60. 6. 5	66	+7.0	〃
関西電力株式会社 大飯発電所	1号	〃	1,175	S54. 3. 27	75	+7.7	表層取水、有孔テトラ囲い方式表層放流
	2号	〃	1,175	S54. 12. 5	75	+7.7	〃
	3号	〃	1,180	H 3. 12. 18	84	+7.0	〃
	4号	〃	1,180	H 5. 2. 2	84	+7.0	〃
北陸電力株式会社 福井火力発電所	三国 1号	火力発電	250	S53. 9. 3	9.5	+8.0	港口水深 8.5~12mの深層取水、港内表層排水
北陸電力株式会社 敦賀火力発電所	1号	〃	500	H 3. 10. 1	22.5	+7.0	深層取水、表層排水
	2号	〃	700	H12. 9. 28	31.5	+7.0	〃
計			13,015				

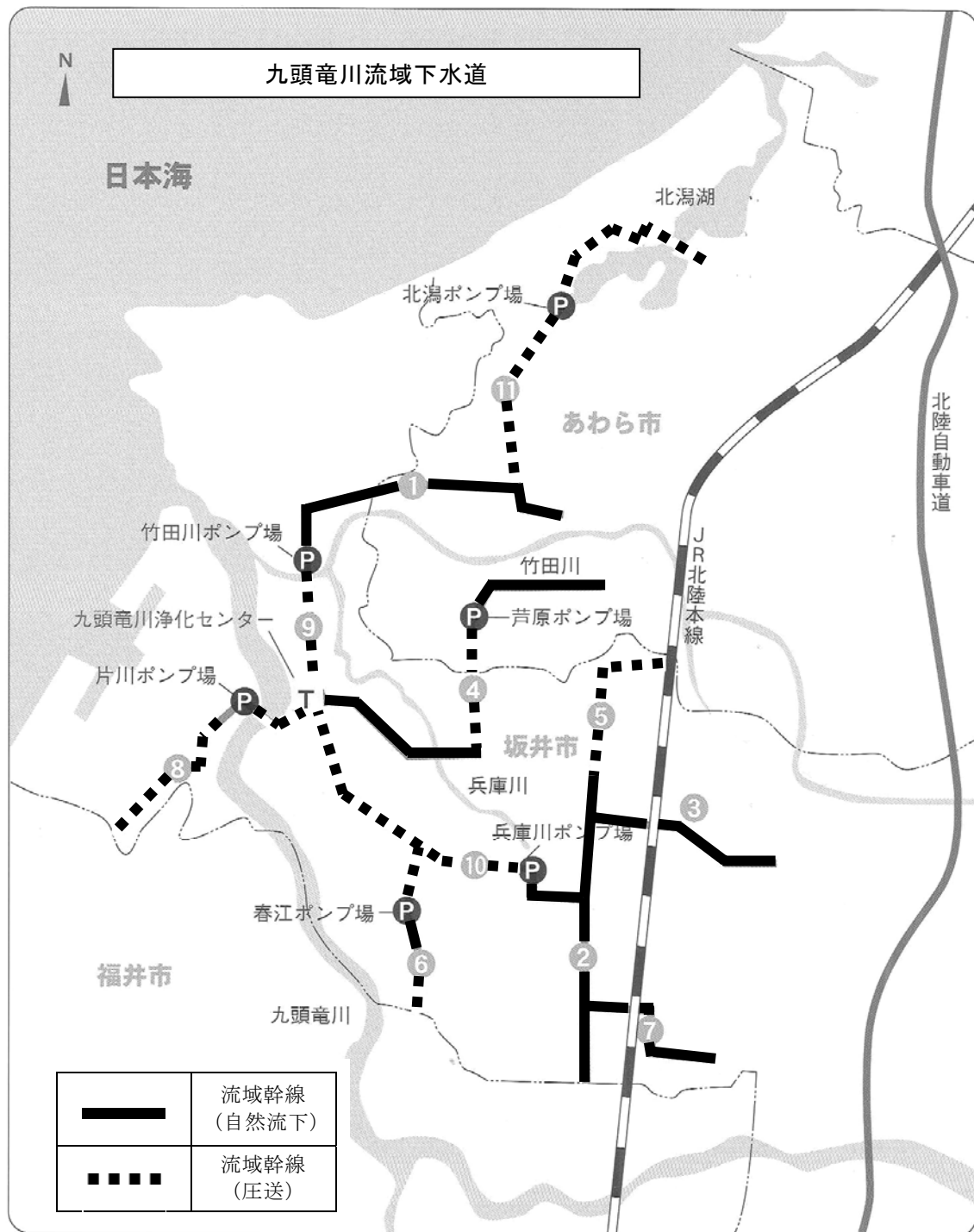
(資料：環境政策課、原子力安全対策課)

表3 - 25 断面図での温排水の厚さ、最大到達距離および水平分布での t 以上の表層拡散面積 (A t)

観測海域	年月日	温排水の厚さ (m)				放水口からの 最大到達距離 (m)	拡散面積 A t (K m ²)	判断の 基準水温 ()
		放水口からの距離 (m)						
		1,000	2,000	3,000	5,000			
浦底	2008. 4.14	0.4	0.2	0.2		4,910	A _{13.0} = 2.50 A _{14.0} = 0.27 A _{15.0} = 0.15 A _{16.0} = 0.08 A _{17.0} = 0.04	13.0
大飯	2008. 5. 7	3.2	2.5	0.5		3,790	A _{18.0} = 8.84 A _{19.0} = 3.07 A _{20.0} = 0.92 A _{21.0} = 0.32 A _{22.0} = 0.13	18.0
美浜	2008. 8. 1	2.2	1.1			2,130	A _{29.5} = 6.22 A _{30.0} = 5.16 A _{31.0} = 3.36 A _{32.0} = 1.71 A _{33.0} = 0.72 A _{34.0} = 0.04	29.5
内浦	2008. 9.17	4.7	3.7	3.4	2.5	9,000	A _{28.5} = 22.34 A _{29.0} = 12.66 A _{30.0} = 0.77 A _{31.0} = 0.16 A _{32.0} = 0.02	28.5
大飯	2008.10. 6	5.0	4.8	2.4	1.0	5,180	A _{24.5} = 8.31 A _{25.0} = 5.66 A _{26.0} = 3.16 A _{27.0} = 1.51 A _{28.0} = 0.39 A _{29.0} = 0.12	24.5
内浦	2008.10. 7	9.4	8.7	9.0	9.4	7,830	A _{24.0} = 19.75 A _{25.0} = 11.92 A _{26.0} = 2.90 A _{27.0} = 0.47 A _{28.0} = 0.19 A _{29.0} = 0.12 A _{30.0} = 0.07 A _{31.0} = 0.03	24.0
浦底	2008.10.29	4.8	2.9			2,300	A _{22.5} = 1.27 A _{23.0} = 1.14 A _{24.0} = 0.73 A _{25.0} = 0.33 A _{26.0} = 0.01	22.5
内浦	2009. 2.27	8.7	9.6	6.8		4,630	A _{13.0} = 6.88 A _{14.0} = 1.46 A _{15.0} = 0.05	13.0
大飯	2009. 3. 3	4.0	2.2	2.4	3.8	7,320	A _{12.0} = 12.56 A _{13.0} = 5.40 A _{14.0} = 2.80 A _{15.0} = 1.14 A _{16.0} = 0.62 A _{17.0} = 0.19	12.0
美浜	2009. 3. 5	1.6				1,540	A _{13.0} = 2.71 A _{14.0} = 1.34 A _{15.0} = 0.30 A _{16.0} = 0.02	13.0

(資料: 水産試験場)

図3-26 九頭竜川流域下水道計画図



① 北部幹線	⑤ 金津幹線	⑨ 北部圧送幹線
② 南部幹線	⑥ 春江幹線	⑩ 南部圧送幹線
③ 坂井幹線	⑦ 丸岡幹線	⑪ 北潟幹線
④ 芦原幹線	⑧ 西部幹線	

(資料：都市整備課)

表3-27 福井県の公共下水道の現況（平成20年度末）

団体名	処 理 場 名	排除方式	整備済面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
福井市	境浄化センター	合 流	838.4	265,896	50,139	77.5	S34.4
	日野川浄化センター	分 流 一部合流	2,771.1		129,871		S60.10
	鷹巣浄化センター	分 流	97.5		3,349		H10.4
	羽生浄化センター	分 流	38.8		1,191		H14.4
	美山浄化センター	分 流					H20.6
	清水東部環境センター	分 流	146.4		4,175		S48.8
	清水西部環境センター	分 流	96.0		3,306		H6.3
	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	398.6		14,167		-
	計		4,386.8		206,198		
敦賀市	天筒浄化センター	分 流	1,005.5	67,920	49,609	73.0	S58.7
小浜市	小浜浄化センター	分 流	632.4	31,728	19,272	60.7	H3.3
大野市	大野市下水処理センター	分 流	265.3	37,480	6,144	16.4	H15.4
勝山市	勝山浄化センター	分 流	766.2	26,440	20,334	76.9	S60.6
鯖江市	鯖江環境衛生センター	分 流	1,762.6	67,775	44,392	65.5	S58.6
	東工汚水処理場	分 流	12.0		-		S49.10
	計		1,774.6		44,392		
あわら市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	964.4	30,775	25,853	84.0	-
越前市	家久浄化センター	分 流 一部合流	1,073.3	83,274	36,108	51.9	S54.3
	今立浄化センター	分 流	208.4		7,074		H17.3
	水循環センター	分 流	174.9		0		H21.9
	計		1,456.6		43,182		
坂井市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	2,407.5	93,687	76,683	85.9	-
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	139.9		3,750		-
	計		2,547.4		80,433		

団体名	処 理 場 名	排除方式	整備済面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
永平寺町	志比浄化センター	分 流	15.0	19,821	298	74.6	S55.4
	中央浄化センター	分 流	165.5		5,176		S62.4
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	280.1		9,312		-
	計		460.6		14,786		
池田町	池田水処理センター	分 流	99.0	3,370	2,134	63.3	H11.3
南越前町	南条浄化センター	分 流	87.0	12,173	3,195	38.7	H5.3
	河野浄化センター	分 流	38.6		1,517		H12.3
	計		125.6		4,712		
越前町	朝日浄化センター	分 流	381.8	24,329	7,970	59.8	S61.3
	織田浄化センター	分 流	226.2		4,678		H6.10
	宮崎浄化センター	分 流	59.1		1,902		H1.4
	計		667.1		14,550		
美浜町	美浜町浄化センター	分 流	307.1	10,918	6,234	57.1	H7.4
おおい町	東部浄化センター	分 流	51.0	8,884	1,539	17.3	H12.7
高浜町	高浜町せらぎランド	分 流	300.0	11,307	7,664	67.8	H11.4
若狭町	三方浄化センター	分 流	94.2	16,667	3,946	41.0	H12.3
	海越浄化センター	分 流	7.0		180		H19.4
	三宅浄化センター	分 流	102.0		1,978		H11.4
	熊川浄化センター	分 流	24.0		733		H9.4
	計		227.2		6,837		
五領川公共下水道事務組合	五領川浄化センター	分 流	420.0	-	13,062	-	S58.4
福井県	九頭竜川浄化センター	分 流	3,770.5	-	116,703	-	S57.7
	テクノポート福井浄化センター	分 流	689.0	-	-	-	H5.12
県計			16,725.8	812,444	553,873	68.2	

(資料：都市整備課)

表3-28 浄化槽設置届出基数(人槽別)

(平成21年3月31日現在)

健康福祉 センター	市町名	単独処理浄化槽							合併処理浄化槽							合計	
		5~10	11~20	21~50	51~200	201~500	501~	計	5~10	11~20	21~50	51~200	201~500	501~	計		
福井	福井市 (旧越前村・清水町を除く)	21949	1947	2404	408	38	0	26,746	4328	146	259	412	136	53	5,334	32,080	
	永平寺町	262	17	15	5	0	0	299	32	3	5	8	2	4	54	353	
	計	22,211	1,964	2,419	413	38	0	27,045	4,360	149	264	420	138	57	5,388	32,433	
坂井	あわら市	1249	113	164	31	1	3	1,561	268	14	5	22	5	4	318	1,879	
	坂井市	5000	325	371	73	1	0	5,770	849	44	37	51	18	8	1,007	6,777	
	計	6,249	438	535	104	2	3	7,331	1,117	58	42	73	23	12	1,325	8,656	
奥越	大野	大野市	4809	408	539	80	7	0	5,843	1449	68	43	75	41	19	1,695	7,538
	勝山	勝山市	544	68	76	20	2	0	710	213	3	4	8	6	2	236	946
	計	5,353	476	615	100	9	0	6,553	1,662	71	47	83	47	21	1,931	8,484	
丹南	鯖江	鯖江市	3366	221	195	27	4	0	3,813	1001	12	10	18	6	4	1,051	4,864
		越前市(立)	1633	128	104	18	5	0	1,888	1231	5	11	13	4	1	1,265	3,153
		池田町	55	0	1	1	0	0	57	36	0	0	0	0	0	36	93
		越前町	558	75	118	20	1	0	772	55	1	3	27	2	5	93	865
	小計	5,612	424	418	66	10	0	6,530	2,323	18	24	58	12	10	2,445	8,975	
	武生	越前市(武)	8653	653	788	143	17	2	10,256	3464	114	150	147	44	21	3,940	14,196
		南越前町	125	16	26	5	1	0	173	129	7	5	7	11	5	164	337
		小計	8,778	669	814	148	18	2	10,429	3,593	121	155	154	55	26	4,104	14,533
計	14,390	1,093	1,232	214	28	2	16,959	5,916	139	179	212	67	36	6,549	23,508		
二州	敦賀市	3596	488	702	199	26	2	5,013	1997	59	89	126	50	24	2,345	7,358	
	美浜町	239	12	30	2	0	0	283	112	6	4	8	3	0	133	416	
	若狭町(三)	72	28	42	12	0	0	154	11	0	2	9	4	5	31	185	
	計	3,907	528	774	213	26	2	5,450	2,120	65	95	143	57	29	2,509	7,959	
若狭	小浜市	431	107	163	24	6	0	731	493	21	27	31	20	12	604	1,335	
	高浜町	197	26	67	25	4	0	319	109	11	17	14	4	0	155	474	
	おおい町	44	28	29	6	1	0	108	67	6	4	31	22	14	144	252	
	若狭町(上)	36	4	19	3	0	0	62	15	0	3	9	5	5	37	99	
	計	708	165	278	58	11	0	1,220	684	38	51	85	51	31	940	2,160	
県計	52,818	4,664	5,853	1,102	114	7	64,558	15,859	520	678	1,016	383	186	18,642	83,200		

(資料:食品安全・衛生課)

表3-29 年度別し尿処理状況

(単位：人、kL)

区 分		年 度										
		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
県 内 総 人 口		829,568	829,711	838,041	829,723	828,595	827,085	828,451	822,949	820,366	817,689	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		829,568	829,711	838,041	829,723	828,595	827,085	828,451	822,949	820,366	817,689	
内 訳	水洗化人口	下水道人口	369,967	387,843	416,528	432,530	446,129	457,614	469,097	485,324	503,086	512,536
		地域し尿処理人口	536	362	194	194	187	213	186	181	181	181
		浄化槽人口	273,518	269,859	262,976	257,733	265,387	258,320	252,411	237,559	232,373	227,697
		合 計	644,021	658,064	679,698	690,457	711,703	716,147	721,694	723,064	735,640	740,414
	非水洗化人口	計画収集人口	178,301	166,396	153,252	134,251	112,036	106,957	103,007	96,263	81,532	75,228
		自家処理人口	7,246	5,251	5,091	5,015	4,856	3,981	3,750	3,622	3,194	2,047
		合 計	185,547	171,647	158,343	139,266	116,892	110,938	106,757	99,885	84,726	77,275
	計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 洗 化 率 (%)		77.6	79.3	81.1	83.2	85.9	86.6	87.1	87.9	89.7	90.5
	衛 生 処 理 率 (%)		99.1	99.4	99.4	99.4	99.4	99.5	99.5	99.6	99.6	99.7
原 単 位	一人一日平均排出量 (し尿)	1.77	1.72	1.66	1.76	1.91	1.85	1.76	1.67	1.87	1.77	
	一人一日平均排出量 (浄化槽汚泥)	1.28	1.40	1.46	1.53	1.43	1.43	1.51	1.56	1.64	1.63	
計 画 収 集 量		242,878	242,186	233,216	229,960	216,451	207,109	205,098	193,603	194,805	184,584	
内 訳	し 尿	115,518	104,724	93,178	86,139	78,054	72,237	66,364	58,665	55,679	48,736	
	浄化槽汚泥	127,360	137,462	140,038	143,821	138,397	134,872	138,734	134,938	139,126	135,848	
収 集 形 態 別 内 訳	委 託	し 尿	675	4,225	3,753	696	686	441	426	918	710	105
		浄化槽汚泥	2,829	10,648	9,432	2,567	230	217	285	1,108	1,078	281
		合 計	3,504	14,873	13,185	3,263	916	658	711	2,026	1,788	386
	許 可	し 尿	114,843	100,499	89,425	85,443	77,368	71,796	65,938	57,747	54,969	48,631
		浄化槽汚泥	124,531	126,814	130,606	141,254	138,167	134,655	138,449	133,830	138,048	135,567
		合 計	239,374	227,313	220,031	226,697	215,535	206,451	204,387	191,577	193,017	184,198
計 画 処 理 量		242,878	242,186	233,216	229,378	219,778	210,317	208,702	193,603	196,053	184,950	
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	94,677	86,152	76,475	79,057	61,214	59,291	60,900	47,329	37,363	31,828
		浄化槽汚泥	76,297	85,661	86,962	130,909	112,083	81,313	126,751	83,823	74,148	69,869
		合 計	170,974	171,813	163,437	209,966	173,297	140,604	187,651	131,152	111,511	101,697
	下水道投入等	し 尿	20,841	18,572	17,513	6,500	20,135	16,166	9,023	11,336	18,868	16,782
		浄化槽汚泥	51,063	51,801	53,076	12,912	26,346	53,547	12,028	51,115	65,674	66,471
		合 計	71,904	70,373	70,589	19,412	46,481	69,713	21,051	62,451	84,542	83,253
自 家 処 理 量		3,908	3,052	3,816	4,189	7,058	7,090	6,781	1,190	2,018	1,396	
し 尿 等 の 総 排 出 量		246,786	245,238	237,842	233,567	226,836	217,407	215,483	194,793	198,071	186,346	

(資料：循環社会推進課)

表 3-30 農業集落排水事業実施状況（平成21年3月末現在）

【福井県】

市町村名	住民基本 台帳人口 H13年度末	全体計画(整備構想)		平成20年度までに事業採択												平成20年度までに完了												備 考		
		整備人口	整備計画 処理区数	モデル		ミニ		集排(一般)		集排(緊急)		地方単独等		計		対市町村 対集排	モデル		ミニ		集排(一般)		集排(緊急)		地方単独等		計		対市町村 対集排	
				人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数		人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口	処理区数	人口			処理区数
福井市	267,494	16,247	25	2,231	7	0	0	13,789	17	227	1	0	0	16,247	25	6.1% 100.0%	2,231	7	0	0	11,355	15	227	1	0	0	13,813	23	5.2% 85.0%	
敦賀市	67,888	4,120	10	0	0	0	0	3,210	6	0	0	0	0	3,210	6	4.7% 77.9%	0	0	0	0	2,253	5	0	0	0	0	2,253	5	3.3% 54.7%	
越前市	85,335	6,898	9	0	0	0	0	4,192	6	0	0	0	0	4,192	6	4.9% 60.8%	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.0% 48.9%	
小浜市	33,176	9,949	14	0	0	0	0	7,499	9	1,818	2	367	1	9,684	12	29.2% 97.3%	0	0	0	0	7,499	9	1,818	2	0	0	9,317	11	28.1% 93.6%	
大野市	40,499	9,714	16	832	3	0	0	7,396	11	341	1	0	0	8,569	15	21.2% 88.2%	832	3	0	0	7,396	11	341	1	0	0	8,569	15	21.2% 88.2%	
勝山市	28,380	3,782	6	0	0	0	0	3,524	5	0	0	0	0	3,524	5	12.4% 93.2%	0	0	0	0	2,588	4	0	0	0	0	2,588	4	9.1% 68.4%	
鯖江市	65,761	11,901	6	2,010	1	0	0	9,891	5	0	0	0	0	11,901	6	18.1% 100.0%	2,010	1	0	0	9,891	5	0	0	0	0	11,901	6	18.1% 100.0%	
あわら市	31,926	1,410	2	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4% 100.0%	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4% 100.0%	
坂井市	92,950	1,910	3	0	0	0	0	1,910	3	0	0	0	0	1,910	3	2.1% 100.0%	0	0	0	0	1,910	3	0	0	0	0	1,910	3	2.1% 100.0%	
永平寺町	20,428	4,488	4	810	1	0	0	3,678	3	0	0	0	0	4,488	4	22.0% 100.0%	810	1	0	0	3,678	3	0	0	0	0	4,488	4	22.0% 100.0%	
池田町	3,854	1,116	2	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0% 100.0%	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0% 100.0%	
南越前町	13,131	7,488	13	0	0	0	0	7,187	12	301	1	0	0	7,488	13	57.0% 100.0%	0	0	0	0	7,187	12	301	1	0	0	7,488	13	57.0% 100.0%	
越前町	25,746	4,601	10	145	1	0	0	4,280	9	0	0	0	0	4,425	10	17.2% 96.2%	145	1	0	0	4,280	9	0	0	0	0	4,425	10	17.2% 96.2%	
美浜町	11,850	3,000	9	1,415	4	0	0	1,585	5	0	0	0	0	3,000	9	25.3% 100.0%	1,415	4	0	0	1,585	5	0	0	0	0	3,000	9	25.3% 100.0%	
高浜町	12,019	3,309	7	0	0	0	0	3,236	6	0	0	73	1	3,309	7	27.5% 100.0%	0	0	0	0	3,236	6	0	0	0	0	3,236	6	26.9% 97.8%	
おおい町	9,485	6,981	26	490	3	0	0	838	2	426	1	5,227	20	6,981	26	73.6% 100.0%	490	3	0	0	838	2	426	1	5,227	20	6,981	26	73.6% 100.0%	
若狭町	17,421	9,435	10	590	1	2,717	1	5,980	6	73	1	75	1	9,435	10	54.2% 100.0%	590	1	2,717	1	5,980	6	73	1	0	0	9,360	9	53.7% 99.2%	
県 合計	827,343	106,349	172	8,863	22	2,717	1	79,588	107	3,979	8	5,742	23	100,889	161	12.2% 94.9%	8,863	22	2,717	1	74,445	102	3,979	8	5,227	20	95,231	153	11.5% 89.5%	
市 計	713,409	65,931	91	5,413	12	0	0	52,481	63	2,386	4	367	1	60,647	80	8.5% 92.0%	5,413	12	0	0	47,338	58	2,386	4	0	0	55,137	74	7.7% 83.6%	
町 計	113,934	40,418	81	3,450	10	2,717	1	27,107	44	1,593	4	5,375	22	40,242	81	35.3% 99.6%	3,450	10	2,717	1	27,107	44	1,593	4	5,227	20	40,094	79	35.2% 99.2%	

注) 1. 供用率=供用(完了)現況定住人口/整備人口(H13末現況定住人口)

2. 処理区・人口については、福井県汚水処理整備構想(H15.3 策定)に基づき調整した数字である。

3. モデル:農村総合整備事業の略 ミニ:農村基盤総合整備事業の略 集排:農業集落排水事業の略 緊急:農業集落排水緊急整備事業の略 地方単独等:地方単独事業(おおい町)、電源立地地域対策交付金を活用(高浜町)

4. 採択率・供用率共に人口ベースの数値である。

(資料: 農村振興課)

表 3-31 漁業集落排水施設の整備状況

(平成21年3月31日現在)

地区名	事業主体	漁港名	処理開始年度	地区人口
福井市 蒲生・菜崎	福井市	菜崎漁港	H 16	1,125人
越前町 梅浦	越前町	越前漁港	H 13	1,544人
越前町 厨	越前町	越前漁港	H 16	2,384人
越前町 米ノ	越前町	米の浦漁港	H 19	609人
敦賀市 立石	敦賀市	立石漁港	H 18	79人
敦賀市 白木	敦賀市	白木漁港	H 6	74人
敦賀市 浦底	敦賀市	浦底漁港	H 8	99人
美浜町 日向	美浜町	日向漁港	H 3	700人
美浜町 菅浜	美浜町	菅浜漁港	H 5	477人
美浜町 丹生	美浜町	丹生漁港	S 62	353人
若狭町 世久見	若狭町	世久見漁港	S 63	136人
若狭町 神子	若狭町	神子漁港	H 4	144人
若狭町 小川	若狭町	小川漁港	H 11	234人
若狭町 常神	若狭町	常神漁港	H 18	163人
小浜市 阿納・犬熊	小浜市	内外海漁港	H 元	155人
小浜市 志積	小浜市	内外海漁港	H 元	52人
小浜市 矢代	小浜市	内外海漁港	H 2	56人
小浜市 泊	小浜市	内外海漁港	H 4	107人
小浜市 宇久・加尾・西小川	小浜市	内外海漁港	H 5	135人
小浜市 田鳥	小浜市	田鳥漁港	H 8	441人
小浜市 仏谷	小浜市	小浜漁港	H 11	56人
高浜町 音海	高浜町	音海漁港	H 14	165人
高浜町 上瀬・日引	高浜町	上瀬漁港	H 18	153人
越前町 白浜(城崎)	越前町	白浜(城崎)漁港	H 21	605人

(資料：水産課)

表 3-32 林業集落排水施設の整備状況

(平成21年3月31日現在)

地区名	事業主体	処理開始年度	地区人口
越前市 中山	越前市	H 11	69人
福井市 間戸	福井市	H 15	120人

(資料：森づくり課)